

<改正後全文>

社援企発 0330 第 2 号

平成 24 年 3 月 30 日

【最終改正：令和 7 年 3 月 31 日社援企発 0331 第 2 号】

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局援護企画課長

中国残留邦人等の医療支援給付に係る後発医薬品
の使用促進に関する周知について

中国残留邦人等に対する援護施策の推進につきましては、平素より、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、後発医薬品は、先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品です。

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、政府においては、後発医薬品の使用促進を行っています。

中国残留邦人等の医療支援給付においても後発医薬品の使用促進に努めてきたところでありますが、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の一部が平成 30 年 10 月 1 日から施行され、後発医薬品の使用が原則化されました。

これに伴い、医療支援給付における後発医薬品の使用に係る運用方法については、「中国残留邦人等の帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領について」(平成 20 年 3 月 31 日社援発第 0331009 号厚生労働省社会・援護局長通知) 及び「中国残留邦人等の帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領の取扱いについて」(平成 20 年 3 月 31 日社援企発第 0331002 号厚生労働省社会・援護局援護企画課長) を改正し、お示ししたところですが、引き続き、後発医薬品の更なる使用促進に取り組むことが求められています。

ついては、支援給付の実施機関は、支援給付受給者に対して、別添の「後発医薬品のしおり」等を用いて、支援・相談員を通じて懇切丁寧に説明を行うなど、後発医薬品に関する下記の事項について、理解が得られるよう周知をお願いします。

記

- (1) 後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であると認められた医薬品であり、医療全体で使用促進に取り組んでいること。
- (2) 医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合に、後発医薬品の使用を原則とすること。
- (3) (2)における医学的知見に基づく判断の取扱いについては、「生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について」（平成30年9月28日社援保発0928第6号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の4（長期収載品の選定療養）の例によること。